

○菊地恵一委員長 本委員会に付託されました議第四百四十三号議案を議題といたします。これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を合わせて三ページのとよりの質疑時間の範囲内で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は待機席でお待ち願います。

ただいまから、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。村上智行委員。

○村上智行委員 皆さん、おはようございます。今年も残り一か月を切ってまいりました、今日などはかなり寒さが厳しくなっています。私も朝、岩沼を出まして、仙台東部道路で県庁まで来るんですが、その際には蔵王連峰の山々が見えます。しかしながら、今日は雪雲がかかっています。山並みは見えませんでした。横山隆光委員、そして菊地忠久委員も申ししていましたように、ウィンタースポーツを活発にするためには、雪がないとできません。今年はず雪が降って、県内のスキー場が県民の皆さん、そして県外から来る皆さんで潤っていただきたいと思います。そして、台湾、香港から来る皆さんも蔵王の山並みを見て、なんてすばらしい宮城なんだと思っただけだと確信しております。スノーモンスターも村井知事が今年もう一回行って、発信していただきたいと思います。その際には、スキーはほとんど滑れない横山隆光委員と菊地忠久委員も同行するはずでございます。私も三十年前、スキー場のポスター撮影でスノーモンスターのほうで滑った記憶をもう一度呼び起こしながら、また行きたいと思っています。そして、補正に入る前なんです、十月に衆議院総選挙がございました。私は、石破総理をこれまでもずっと支持してまいりました。しかしながら、選挙では、国民の支持を得られず少数与党となってしまいました。これはやはり、政治と金の問題に終始した選挙だったと思います。何が争点で、そしてこの国にとって何が必要か。そのことがしっかり国民に伝わらず、その中で判断になってしまったのではないのかなというふうに思っております。それにしても、自民党自身が政治と金の問題に関して、やはり

もう一度襟を正して、国民の信をもう一度回復していくことが必要だと改めて実感した選挙であります。今日は、国でも予算委員会をやっております。小野寺五典衆議院議員が質疑に立ち、そして予算委員長は野党の安住淳予算委員長であります。宮城県のそういった議員が、国の中枢で汗を流しているということも誇らしげに思っております。私もこの質疑の場で、村井知事とこの宮城県、そして、ここから日本につながるような質疑ができればと思っておりますので、そのことを念頭に置きながら、総括質疑に入らせていただきます。よろしく願います。

まず最初に、財政調整基金積立金についてです。

地方財政法第七条第一項の規定により、令和五年度実質収支百七十三億四千万円の二分の一の決算剰余金八億六千七百万円の積立てをしておりますが、令和四年度決算剰余金六十七億円、令和三年度約百三十四億円、令和二年度は百三十八億円、令和元年度は七十三億円と、これまでの決算剰余金の積立てと比べても大幅に減少しておりますが、その要因などについてお伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の補正予算では、地方財政法の規定によりまして、昨年度の決算剰余金の二分の一に当たり八億六千七百万円を財政調整基金に積み立てるとしておりますが、この金額は、昨年度より約五十八億円少なく、東日本大震災以降では最も小さい規模となっております。決算剰余金につきましては、東日本大震災以降は震災関連事業の繰越予算におきまして、また近年では、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金において多額の不用額が生じておりますため、規模がかなり大きくなっていました。昨年度は、復旧・復興事業が一段落したことに加えまして、新型コロナウイルス感染症が昨年の五月、年度の早い段階で二類から五類に移行いたしましたので、既に概算払いされておりました国庫支出金について、年度末までの支出見込額を高い精度で見通すことができました。そういったことから、国庫支出金の過交付分を国に返還するために、あらかじめ地域整備推進基金に積立てておきました。そういった関係で決算剰余金が少なくなったということでございます。

○村上智行委員 そのことは分かるんですが、これまでも東日本大震災の復旧・復興当時などを思い起こしてみると、そういった同じような状況というのはあったと思うんです。しかしながら、この一桁億円ということは、決算剰余がこれまでと一桁少なくなっ

てきているということなんです。これを過去ずっと見てみますと、平成十五年において十億円だったんです。そして、平成二十年代、震災以降もそうなんです。百億円台の決算剰余が生まれてきたので、確かに事業の制度ですとか、地域整備基金に積み上げてきたとか、そういったことも分かるんですが、一桁の金額だからといって財政運営に何か問題があったということではないんですが、この次に質疑していく中で、来年度においてどういうふうな影響が出てくるのかなど心配したところでもあります。一桁違っていいなど実感したところなんです。確かに不用額ですとか、これまで数多く出てまいりました復旧・復興工事の中で、こういうふうになったことについて、この金額は金額としてこれから運営していかなくてはならないと思っております。それに関連しながら次の質疑に移ります。財政調整関係基金の適正規模は標準財政規模の一〇%程度とされ、本県では約四百七十億円とされております。今年度末で財政調整基金九十四億円、県債管理基金の一般分百九十七億円を合わせて二百九十一億円となっておりますが、今後の見通しについて伺います。

○小野寺邦貢総務部長 今回の補正予算におきましては、八億六千七百万円を財政調整基金に積み立てるといふふうにしておりますけれども、その結果、今回の補正予算後のベースでは、財政調整基金の今年度末残高は約九十四億円になる見込みでございます。また、県債管理基金の一般分、端数の関係で一億円ずれますが、約百九十八億円を合わせました財政調整関係基金の今年度末残高は、約二百九十二億円となる見込みでございます。なお、今定例会にこの後追加提案いたします予定の経済対策補正予算では、その財源の一部として、財政調整基金から約十億円を取り崩す予定としておりますほか、十月末に公表いたしました来年度当初予算のフレームでは、財政調整基金から百四十億円を取り崩す予定としており、今年度の二月補正で、ある程度の追加積立てなどを行ったとしても、今後の見通しはかなり厳しい状況と言わざるを得ないというふうに捉えております。

○村上智行委員 ということは、私の計算が二百九十一億円となっていました。二百九十二億円となつています。そこで、あとは次の補正で十億円を取り崩して、そうすると八十四億円。そして、当初では百四十億円を取り崩さなければいけないとなつてくると、この百九十八億円となつている県債管理基金の一般分も取り崩すというふうな今の

現時点では想定しているのでしょうか。

○小野寺総務部長　これは、この後の二月補正でまた歳入と歳出の見通しを見積もるわけでございますが、その結果、財政調整基金に戻せる金額がそう大きくならないとなつた場合には、過去にもございますけれども、当初予算段階で県債管理基金の一般分から取り崩して予算計上するという可能性も全くないわけではないというふうに考えております。

○村上智行委員　この県債管理基金の一般分は、これまでに取り崩して当初予算に充てたことはありませんでしょうか。

○小野寺邦貢総務部長　これまでも当初予算段階では取崩しの予算計上をいたしました。ただ、二月補正までの間に取崩しを取りやめというふうにしておりまして、ここしばらく、もうかなり長い間、県債管理基金の一般分からの実際の取崩しはございません。

○村上智行委員　私が県議会議員になったのが平成十九年でありますから、その当時から百九十六億円、百九十七億円、そして今回百九十八億円となつて、数字が変わっていませんので、ここは一切これまで手をつけてこなかったというふうに理解しております。そのことを踏まえながら次に移ります。十一月補正後の令和六年度末の財政調整基金残高は九十四億円と震災後最低水準の残高となっており、今後最終補正などで基金に積立てされますが、各年度の予算編成時において財源不足を補うために、財政調整基金から百億円を超える取崩しをしております。来年度の予算編成において影響をどう考えているのか、伺います。

○村井嘉浩知事　我が県では、長年、絶え間ない行政改革に努めてまいりましたが、当初予算の編成に当たりましては、財源不足に対応するため、財政調整基金を多額に取り崩さざるを得ない状況が現在も続いているということでございます。先ほど総務部長が述べましたとおり、今後、経済対策補正予算や来年度当初予算での取崩しも控えておりまして、今後もかなり厳しい予算編成が続くのではないかと考えております。そのため、国の補正予算で追加交付される普通交付税や今年度の税収、歳出不用額などを適切に見積もつた上で、財政調整基金の残高確保に努めるとともに、来年度当初予算の編成に当たっては、国の税制改正や地方財政対策の動向を注視いたしまして、より一層緊張感を持って対応しなければならぬと考えております。

○村上智行委員 大変厳しい状況になっているのではないのかなというふうに思っております。当初予算で基金から取崩しというのは毎年実は計上していきまして、最終補正などでそれを取りやめて、基金を確保してきたということはこれまでもやってきております。しかしながら、平成二十一年を思い起こしていただきたいと思えます。リーマンショックが平成二十年でありましたので、平成二十一年のとき基金から九十五億円を当初で繰入れしておりました。そして、基金がほぼゼロというふうになったときであります。東北電力ですとか七十七銀行の株なども売却しなければいけないんだと言っていた状況でありました。リーマンショックの影響を受けてこの当時なっていたわけで、そして先ほど部長が申したように、百四十億円取崩しというふうになると、今の基金が九十四億円、そして十億円を取り崩し、あとは最終補正が来年の二月になると思いますが、そこでも、そこでもなったとしても、例年ですと、六、七十億円が少し積み戻しというふうになってくるものですから、そうなってくると、県債管理基金の一般分の百九十八億円にも手をつけざるを得ないのかなとなってくるのですが、そういうふうな予算編成になつてくると思っていますか。もう一度確認のためにお願いします。

○小野寺邦貢総務部長 今、委員がおっしゃったように、今後の二月補正である程度の積立てをしつかりやっていきたいと思っております。プラス要因といたしましては、今回の国の経済対策補正予算の中の地方交付税も全体で一兆円以上増額するというふうに書かれておりましたので、こういったところで、多分本県にも普通交付税が追加で交付されるというふうに期待しております。これから再算定がありますけれども、そういったものもしつかり踏まえた上で、できる限りの残高確保に努めて、来年度当初予算で百四十億円というかなり大きな取崩しも控えているものですから、今後の財政運営に支障を来さないように対応してまいりたいと考えております。

○村上智行委員 そこは、これまでも慎重な財政運営などをやってまいりましたので、より一層慎重に対応していただきたいと思えます。そして、そのことも影響する次の質疑に移ります。来年度の財源確保に深刻な影響が懸念されている住民税について。ここでいえば県民税です。さきの知事定例記者会見でも発言していました百三万円の壁の引上げによって、本県の影響額が約八百十億円となっていると発言なさいました。それは、どのような算出根拠によるものなのか、まず伺います。

○小野寺邦貢総務部長 百三万円の壁の引上げによります我が県への影響額でございますが、国が公表いたしました七兆円——この七兆円の内訳は、所得税分が三兆円、住民税分が四兆円でございます。この七兆円とも言われる税収減のうち、地方への影響額として、住民税分が先ほど申し上げた四兆円、これに加えて所得税の中に含まれます地方交付税の原資分——これが大体一兆円ほど含まれております。これを全国に占める我が県の割合、シェアを乗じまして、機械的に算出したものでございます。このうち、まず住民税についての影響額でございますが、県民税が約百八十億円、市町村民税が約四百四十億円と算出したところでございます。また、地方交付税についての影響額は、県分が約九十億円、市町村分が約百億円。これらを全て足し合わせますと、八百十億円になるということでございます。

○村上智行委員 全国に先駆けて知事が発言したというのは、全国知事会の会長でもあり、大変影響が大きかったと思います。やはり、百三万円の壁によって地方財政が大きな影響を受けるんだということが全国に発信されたと思っております。これは、総務省から言われた数字なんですか。

○村井嘉浩知事 全く違いました、記者会見の前に、担当職員にどれぐらいの影響額があるんだというふうに聞きました。職員にその前の週に言っていましたので、試算して、記者会見の前に職員からレクがあった。それを記者会見のときに発表したということでもあります。

○村上智行委員 どうやってこの数字を出したのかなとちよつと分からなかったものですから。そしてなおかつ、そのあとに総務省の工作によって知事会などがそういう発言を促されたというふうな報道もあったものですから、てっきり総務省のほうで数字を出して言ったのかなというふうに思ったんですが、やはり宮城県の財政課をはじめ、そういったものを試算して、いち早くこの影響がどう出るのかということを発信したという意義は大変大きかったと思います。やはり全国、市町村もそうですし、市県民税の中で一〇%ぐらい住民税がかかっていくわけでありますから、それが百三万円ですとか百六万円ですとか百三十万円、それが百七十八万円までになれば、基礎控除、給与控除といった控除が広がれば、それだけ減税になるということです。減税になって消費が喚起されて、そして、それによって税収が増えるというプラスの面もあることはあるので、地

方においては減収になるマイナスの部分、そしてあとはプラスになるところもしつかりとここは国で議論することになると思います。来年度において、先ほど言った県分で住民税の部分ですけれども、百八十億円のマイナスで百四十億円の取崩しを基金からしなければいけない。そして、住民税で百八十億円、なおかつ、交付税で九十億円がもしマインラスというふうになってくれば、これは確かに臨財債ですとかいろんな財源の手当てというのは恐らくこれまでもあったようにされるんでしょうけれども、県税の部分、自主財源が減らされるというのは、やはり看過できない問題でありますし、このことは知事会もこぞって皆さんが言っていたように、より一層大きな声で言っていかななくてはならないと思いますし、やはり市町村にとっても本当に深刻な影響が出るものだと思います。そして、そもそもなんですが、地財計画などでもそうなんですが、財源不足ということ、地方交付金の法律ありますよね。そこで、この地財計画の中で財源が足りなければ、所得税ですとか、それから、その部分の交付税の原資となる三三・一％の比率を見直すというふうになっているんです。もうずっと三十年くらいこの財源不足が続いているんですが、その辺をやはり知事が会長をやっている知事会の中で、交付税のパーセンテージを見直すということも必要なのではないのかなと私などは思っておるんですが、その件についてはどうでしょうか。

○小野寺邦貢総務部長 今、委員がおっしゃったように、我が県におきましても財源不足が発生しております、臨時財政対策債を長年発行し続けてきております。ただ、以前と比べますと状況が変わっているという点で申し上げるのは、同じ臨時財政対策債を発行しているんですけれども、その年度の歳入と歳出のギャップは折半対象財源不足といいまして、各地方自治体と国がそれぞれ折半して、自治体側は臨時財政対策債、国は赤字地方債での対応がここしばらくはないんです。今発行している臨時財政対策債はどうして発行しているのかといいますと、過去の臨時財政対策債の元利償還金を返済するためのもの——これはもう地方で全部支払います。それだけに今なっておりますので、それがまた折半対象財源不足が発生するようですと、法定率の引上げ——これは法定五税という国税に法律で一定の率を掛けて、それを地方交付税の原資にすると定められていますので、これを引上げていただくような要望を地方としてやっていかなければならないと思っております。今のところは、そういう状況ではまだないのではないかといい

うには考えております。

○村上智行委員 このまま行けばですが、仮定の問題ですけれども、百七十八万円まで控除が進めば、これはかなりの財源に穴が空く。七兆円と先ほど言ったような形になっていきますので、まさしくそれこそこれまでやってきた折半ルールでは対応し切れないというふうに私などは思うんですが、その辺はどう考えているんでしょうか。

○小野寺邦貢総務部長 今回の百三万円の壁の引上げによりまして発生いたします減収は、とても地方の自助努力で賄えるものではございません。少なくとも何らかの地方財政措置が絶対必要だというふうに考えておりました、それが全くなないととなると、地方がこぞって赤字に陥るといった危惧を持っております。

○村上智行委員 そこで、そういったことは国としても絶対やらないと思いますし、しかしながらそこでまた折半ルールとなってくると、やはりこれは今言っていた過去の臨財債の発行の部分を補うためのというふうな形になっていますけれども、これはちよつと違いますよね。今度は穴埋めのために、財源不足を埋めていくための臨財債の発行になつてきますので、この件について、しっかり知事が国に対して言わなければいけないのではないですか。石破総理は、地方創生二・〇というふうにも言っておりますので、そこは強く言っていたいただきたいんですが、最後にそこをお聞きします。

○村井嘉浩知事 知事会としても全く同じ意見でございます、先般行われました官邸での全国知事会議で、私は知事会会長ですから、マスコミのいる前で発言したんですけども、恒久的な減税をするならば、我々に対しましても恒久的な措置を、そして真水でもらわないと困りますということをしつかりとお伝えいたしました。臨財債で穴埋めするといったような場当たりのな、対症療法的な措置ではなく、恒久的な措置、そして真水でということを強く、総理をはじめ閣僚がいる前で知事会を代表して発言いたしました。その方向でしつかりと国と調整してまいりたいというふうに思っております。

○村上智行委員 よろしく願います。

それでは次に、公共事業推進費、ゼロ県債について伺います。端境期における受注機会の確保を図る観点から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為を設定することにより工事量の偏りが分散し、平準化に寄与することになると国土交通省も平準化を進めております。本県においてはこれまでも十一月補正において債務負担行為、いわゆる



ゼロ県債を活用しており、今回の補正においても公共事業推進費十五億六千万円を計上しておりますが、主な内容についてお伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 今回債務負担行為として計上しております公共事業等推進費、いわゆるゼロ県債でございます十五億六千万円の内訳でございますが、道路の舗装補修や区画線補修を内容といたします道路橋梁工事が十億円、そして堆積土砂撤去を内容といたします河川工事が三億円、航路泊地しゅんせつを内容といたします港湾工事が一億四千万円、そして横断歩道等道路標示の塗り替えを内容といたします道路標示塗替工事が一億二千万円となっております。

○村上智行委員 毎年この時期、十一月補正においてこれから除雪等々もありますので道路の補修、あとは、警察関係においては白線といったものが債務負担行為として計上されております。

次に行きます。今回の補正額は、令和元年度十六億円、令和二年度十八億円、令和三年度十九億八百万円、令和四年度十九億二千万円、令和五年度二十二億六千三百万円と比べ、令和になって最も少ない補正額になっており、各種事業の要望はまだまだあると思いますが、どのような要因によるものなのか、お伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 今回の補正予算での計上額は、昨年度と比べて約七億円減少しております。その主な要因でございますが、河川工事が六億円少なくなっております。そして、道路橋梁工事のうち除融雪事業が三億円。これは皆減といたしまして、ゼロになっていきます。こういった減少によるものでございます。端境期の事業の平準化を目的といたしましたこういった事業はいずれも委員が今おっしゃったとおり、ゼロ県債といたします。ただ、県債というのは、地方債の県債ではなく、県単独の債務負担行為という意味でございます。ゼロ県債というのは、正式にはゼロ歳出予算県単独事業債務負担行為の略であります。このゼロ歳出予算県単独事業債務負担行為の名に表されておりますとおり、我が県が単独事業として実施いたします事業の一部について、県独自の判断によりまして、前の年度中に事業に着手するというものでございまして、国の交付決定が必要となるような国庫補助事業は対象にはなりません。河川工事につきましまして、国土強靱化予算を最大限活用するなど、緊急的、集中的に取り組んでおりまして、このところ規模が拡大しておりますけれども、これらの多くは国の交付決定が必要となる事

業でございます。ゼロ県債として県の裁量のみで行える事業は、今回補正予算に計上した堆積土砂撤去に限られたものでございます。また、除融雪事業につきましては、年度後半の冬場の業務——これは前の年度の予算になります。そして、年度初めの春先の業務——次の年度の予算になります。この二つに分かれておりまして、これまでは春先の業務についてのみゼロ県債として実施してまいりましたが、業務効率化の観点から、この二つの業務を一連の事業として、二か年にまたがる長期継続契約として発注することといたしました。そのため、今回からゼロ県債事業として行わないということによって皆減になったということでございます。

○村上智行委員　ここで河川管理等々が減ったということで、次の質疑にもあるんですが、確認なんですけれども、このゼロ県債等々各種事業があるんですが、この財政措置、充当率ですとか元利償還金等については、どういうふうな措置がされているのか、まず伺います。

○小野寺邦貢総務部長　かつては、こういったゼロ県債は大体維持補修が多いものですから、一般財源で行っておりました。ただ、最近は何の手厚い地方財政措置が講じられておりまして、一部特例的な様々な県債が用意されておりまして、それを使ったものもございます。道路工事のうち舗装補修につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用しております、これは充当率が一〇〇%で元利償還金の七〇%が今年度交付税措置されるといふものでございます。また、区画線補修、そして道路標示塗替工事につきましても、従来どおり一般財源を使っております。続きまして、河川工事ですが、これは交付税措置はございません。全額県負担でございます。更に、港湾工事につきましても、公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業を活用することとしておりまして、これは充当率が九〇%で元利償還金の四〇・五%が後年度に交付税措置されるといふものでございます。

○村上智行委員　財政運営上、こういった有利な制度を使いながら、工夫しながらやられているんだなということを改めて認識させていただきました。そこで、河川は河川掘削で今回三億円というふうになっておりましたが、そこに関しては、一般財源となっております。次の質疑に移ります。令和六年度で終了する緊急浚渫推進事業は近年頻発している集中豪雨によって引き起こされる河川氾濫等についての対策事業を進めるに大変

有効な事業であり、今後の継続を強く望みますが、県としてどのような考えを持つておられるのか伺います。

○千葉衛土木部長 緊急浚渫推進事業につきましては、近年の相次ぐ河川氾濫等を踏まえまして、県や市町村が管理する河川等におきまして、緊急かつ集中的に危険箇所を解消できるよう令和二年度に創設された事業でございまして、今年度末までの五年間の事業期間となっております。このため県では、緊急浚渫推進事業を有効に活用し、河川の流下能力を確保するため、阻害率が二割以上となっている七十三河川、約五十二万立方メートルの堆積土砂撤去を令和二年度から今年度末まで実施することとしてございます。本事業につきましては、県はもちろんのこと、多くの市町村で活用されてございます。市町村も普通河川を抱えていますので、近年の大雨とかではやはり普通河川からあふれてしまうという現象が結構起きていますので、市町村も多く活用している事業でございまして。ということで、制度の継続は極めて我々も重要であるというふうに認識しておりますので、今年六月に実施しました政府要望では、知事から事業期間の延長や制度の拡充が図られるよう、重点項目として要望したところでございます。また、今年の八月には、総務省や財務省及び国交省に対しまして、県内の市町村長出席の下、県及び治水協会が合同で同様の要望も行ってございます。県といたしましては、やはり近年、洪水被害が激甚化・頻発化していることから、引き続き様々な機会を通じまして本制度の継続、拡充を国に強く求めてまいりたいと考えてございます。

○村上智行委員 まさしくこの事業は、先ほど小野寺部長も言ったように充当率が一〇％で、後で交付税措置が七〇％ということで、これは県にとっても、あとは市町村にとっても事業を進めやすい補助制度となっております。そうでなければ、一般財源でいえば三億円になってしまうと。もう三分の一になってしまったという状況でもあります。しかしながら、これだけ集中豪雨やゲリラ豪雨ですとかが頻発化している中において、やはり河川の様々なしゅんせつ事業というのは喫緊の課題だと思えます。これは、一般財源であろうとなかろうとやはり進めなければいけないと私自身は思っておるんですが、ない袖は振れないところもあります。東北の各地というのは、これまでそんなにゲリラ豪雨ですとか一気にどっと降るような集中豪雨というのは西日本に比べて少なかつたと思うんです。それだけ河川の幅が狭かったりですとか、これまで、雪も多かつたん

ですけれども、今は雪も降らなくなってきたりですとか、これはこれで問題なんです。でも、本当にそういう意味で河川の氾濫というのがすごく起きてくるんです。やはりもう一度しつかり、知事が言うのか、各市町村の首長さんたちもまとまって要望するのか、何とかもう一度これを……これは総務省なものですから。何とかならないんですか、財政課長とは言えないんですけれども、知事、どうなんですかね。こういう事業というのは、継続できないんですか、どうなんでしょう。

○小野寺邦貢総務部長 財政担当のいろんなブロック会議とかがありまして、やはり話題になるのはこういった手厚い有利な県債をぜひ延長してほしいという話でございます。これはいろんな機会を捉えまして、会議の場で総務省の方々にはそういった地方の声を伝えております。やはり、今年度で緊急浚渫推進事業については今のところ終了というふうになっておりますので、これを何とか延長していただくように、これは年末の地方財政対策の中で恐らく延長する、しないが決まると思いますので、それまでの間にいろんな機会を通じまして、延長を要望してまいりたいと考えております。

○村上智行委員 百三万円の壁ですとかそういうふうな手取りを増やすということも大事なんです、やはりこの地方においては、喫緊の課題、目の前にある大きな課題というのを一つ一つ解決していかなくてはなりません。ですので、地方財政が今置かれている状況をしっかりと伝え、そして有利なこういった事業をもう一度やってもらおうということが私は必要なことだなというふうに思っております。ゼロ県債につきましたは、こういった建設業者の皆さんも震災復旧・復興のハード事業がもう終了いたしました、かなり仕事量が減ってきております。あとは人手不足、そして、資材高騰と様々な要因も相まって大変厳しい状況でありますので、そういったことをしっかりと把握はしていると思うんですが、そういったことを念頭に置きながらも平準化を図りながら、より皆さんの仕事量を確保していくということも必要ではないのかなと思っておりますので、部長から何かございましたら。

○千葉衛土木部長 今、委員から御指摘のとおり、東日本大震災以降、やはり公共投資がぐっと減ってきました、各地方の建設業者は非常に厳しいと。また、少子高齢化が進んで担い手も不足して、非常に厳しい状況ということでございます。我々も、こういった国土強靱化予算や県にとっても有利な交付税措置率の高い事業を活用しながら、こう

いった河川の対策ですとか道路も含めてやっていく必要があると。我々は、やはり県民の安全・安心を確保していくのが我々の使命だと思っておりますので、そのためには予算の確保、あとは業界が継続的に維持・発展していくことが大事でございますので、その二つをしっかりとやれるように、今、建設産業振興プランというものも実は今年度で終わりますので、来年度に向けて改定を進めてございます。その中でも、担い手確保、継続的な維持・発展に向けた経営支援といったものを十分考えながら、今施策を検討してございます。引き続き、業界の意見も踏まえながら、安全・安心な県土づくりに向けてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○村上智行委員 そのように進めていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。宿泊税導入推進費について伺います。まずは、事業内容について御説明いただきたいと思っております。

○村井嘉浩知事 宿泊税導入推進費は、宿泊事業者や県民等の宿泊税制度に対する理解を深め、円滑な制度開始につなげるため、宿泊税に対する周知、広報を実施するためのもので、具体的には三つ考えております。一つ目は、宿泊事業者向けの説明会として、制度の概要や徴収手続等に関する説明会を地域ごとに開催したいと思っております。二つ目は、広報ツールの作成、配布として、宿泊事業者向けパンフレットや一般観光客向けのリーフレット作成いたしましたして、県内全ての宿泊施設や主要観光施設などに配布して配架いただく予定としております。三つ目は、広報といたしまして、県民向けに広報、広告を行うということで、県内の旅行者や県民向けに、例えば県内の鉄道駅や仙台空港における交通広告をいたしまして、できるだけ広くPRしたいと考えております。こうした周知、広報活動を通じまして、県民や県内旅行者の皆様から制度の御理解を頂いてまいりたいと考えております。

○村上智行委員 そういったことは、これまでも宿泊税を導入してきた自治体等々でもやられていることであり、これからより理解を深めるための必要な事業だというふうに私自身も理解しておりますが、お聞きします。宿泊税の周知を、宿泊事業者の理解があまり進んでいない中で、どのようにして、課税主体である宿泊者にどうアプローチしていくのか、伺いたいします。

○村井嘉浩知事 宿泊者に対する制度の周知に当たりましては、居住地に応じて、効果

的な広報活動を展開していく必要があるというふうに思っております。宿泊事業者の理解が足りないのではないかと、そうだと思います。ただ、私のこの十九年間の経験から、発展税のときも最初全く理解がない中でスタートして、やはり結果を出していった、これはいい税だったんだという理解を得ました。ということからして、また、環境税もそうです。いろんな政策をやって、結果が出てきていると。二酸化炭素の排出量が抑えられてきたというようなことから理解が深まったということなので、もちろん、いろいろ必要性については、引き続きお伝えしてまいりたいと思いますけれども、何といたしても、いろんなお客さんの数が増えてくると。そして、実際にこの宿泊税によって結果が出てきたということが見えることが、何よりも私は理解を深める一番の手だてだというふうに思っています。それで、今の段階ではまだ新年度予算を組んでいる最中で、来年は秋口からということなので、あんまり税収はないので、あれもこれもというのはできませんけれども、まずは、こういうことをやりたいんです、やるんですということになるべく新年度予算で見えるようにしていきたいなというふうに今いろいろ考えて、職員には検討してくれというふうに指示を出しています。私もこういうことはどうだろうかというアイデア出しをしながら、今いろいろ議論している最中でございます。今日の段階で具体的にこうするということは申し上げられないんですけども、そのような形で、やはりこういうふうにするんだというのがまず見えないとなかなか理解が進まないのではないかなと思っておりますので、そういう努力をしっかりとしていきますながら、制度の内容について説明してまいりたいというふうに思っております。

○村上智行委員　そこは宿泊事業者向けの説明会ですとか、いろいろ今展開しておりますし、ちょっと想像してみますと、この宿泊税に対して大半が少し後ろ向きな宿泊事業者が多い中で、そこにリーフレットですとか、あとは、三角形のポップ、POPを恐らく作成すると思うんですが、それを置いてくれるのかなと。宿泊税がスタートしてからそれを置いても遅いものですから、始まる前に宿泊者に対してしっかりと周知していくということが必要なもので、反対している中の人がそういうものを置いて、そして積極的にやってくれるのかなというふうなことも考えるんです。そこは、どう思っているのかなと。いつぐらいからそういう広報物を……ここで補正を通すわけですから、でも来年度になるとは思うんですが、でも早いうちから配布して周知していかなくてはならないと

いうところもあるんですが、でも反対の皆さんも多い。そういった中において、それをどう協力いただくのか。そんなお知恵はあるのかどうか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○村井嘉浩知事 おっしゃるとおりだと思います。したがって、広報の仕方も、こういうふうにやりますので協力してくださいではなくて、皆さんに広報したいのでどのようにすればよろしいのでしょうかというところで、宿泊事業者の皆さんの御意見を聞きたいと思います。あえてそんなものを置く必要はないという声が多いようだったら、あえて置く必要もないというふうには私は思います。ですから、もうやるということは決まっておりますし、仙台市も準備しておりますので、どのような形で事業者の皆さんに協力いただくのかということも事業者の皆さんと相談しながら、考えていきたいというふうに思います。決して押しつけることのないように、必要がないという御意見があれば、あえてそんなべたべたと貼ったり、税金が取られますよと言う必要はないと思いますので、その辺をよく考えたいというふうに思います。

○村上智行委員 理解を得て、そして宿泊者の皆さんが宿泊税を払うわけでありますので、やはり一番はホテルですとか旅館といった中で、宿泊税の告知をしていくというのは一番基本だと思います。長崎に行ったときもそうでありました。福岡のときもそうでありました。やはりホテルのフロントですとか、そういったものには必ず置いてありました。今の段階で、なかなか理解が難しいということもありますので、そこを粘り強くやっていたきたいと思います。そしてあとはやはり広く広報を展開していくわけでありますので、限られた予算——ここでいうと、新聞広告、交通広告が五百四十八万七千円というふうになっておるんですが、この金額で果たして皆さんに広く周知ができるんだろうかとちよつと思ふところもあるんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○梶村和秀経済商工観光部長 宿泊者に対する制度周知に当たっては、居住地に依りて効果的な広報活動を展開する必要があると考えてございます。具体的には、首都圏におきましては来年度、主要ターミナル駅におけるサイネージ広告の実施、それから、県内においては今年度から、仙台空港の国内線、国際線ロビーにおけるサイネージ広告、それから、主要鉄道駅、東北本線等の電車内におけるポスター掲示などに加えて、新聞広告、みやぎ県政だよりによる周知などを予定してございますが、今、委員から御指

摘のあったとおり、やはり予算をしっかりと効果的に使えるように、いろいろと仙台市と調整しながら展開してまいりたいと考えてございます。

○村上智行委員　ここは県の予算だけではなく、仙台市との連携によって行われるとは思いますが、やはりある程度のボリューム感がないと皆さんに周知できないというふうに思います。福岡のときだったんですが、空港で荷物が出てくるターミナルに宿泊税と書いてありまして、いいなと。そういうふうな媒体を使ったりですか、あとは、やはりSNSですか、そういうあまりお金がかからないところもしっかり活用していかなくてはならないなというふうに思っています。新聞広告は地元紙のほうで全十五段を考えているのかどうかは分かりませんが、全十五段をやると、これだけで二、三百万円は恐らくいくはずなんです。宮城県の段単価というのが恐らく二十万円とか三十万円くらいだと思うんですが、新聞というのは一段当たり全部で十五段あるわけですから、掛ける十五になってくるので、ここでいうと予算が五百四十八万七千円ですから、そうなってくると大半が新聞で消えてしまう。でも、一日で終わってしまいますから、その辺は経済商工観光部もそうですけれども広報課もあるわけですから、そういったものをしっかり活用しながら、皆さんから反対も多いこの宿泊税であります、だからこそ広く知ってもらわなければいけないと思うんですが、その辺りの展開などもう一度お願いいたします。

○梶村和秀経済商工観光部長　現代の社会における周知方法につきましては、委員が御指摘のとおり、フェイスブック、エックスなどSNSを活用する方法が主流だと考えております。ですので、そういった活用を中心にしながら、ただ、紙媒体で情報が必要とする高齢者の方々向けにも、やはり紙媒体での広告も必要だと思っておりますので、そちらは現段階では五段広告を考えてございますが、それを本年度と来年度に分けて二回ほど高齢者向けにさせていただければなと考えてございます。

○村上智行委員　高齢者だからといって新聞、紙媒体というふうに断定するのではなくて……兵庫県知事選挙で高齢者の皆さんがユーチューブを見ながら選挙をやっている、新聞や紙媒体だけではないんだと。義理の母が八十歳を過ぎているんですが、ユーチューブを見て、選挙で投票行動したというふうに言っていましたので、そういったものを活用していくということが必要ではないのかなというふうに思っております。



次に参ります。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助交付金返還金について。

令和四年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助交付金の過交付分の約百六十二億円と多額の返還金が計上されており、返還金の主な内容とその要因についてお伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 令和四年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援助交付金で多額の返還金が生じてございますが、主な内容は三点ございます。一点目としては、新型コロナウイルス感染症の患者さんの入院の受入れ医療機関の病床確保に要する経費でございます。こちらの不用額が約七十七億八千六百万円ほどでございます。二点目としては、新型コロナウイルス感染症患者さんの軽症者の受入れを行いました宿泊療養施設の確保に要する経費分が約三十四億二千万円。三点目が、患者さんのうち、外来患者の医療費に関する公費支援分と自宅療養者への物資配送等に要する経費分、こちらの事業に要しました部分で不用額が二十九億三千九百万円ということで、この三つの事業で大半を占めているということになってございました。その主な要因でございますが、いずれの事業も、新型コロナウイルス感染症の感染状況が先々まだ見通せない段階でもって年度が打ち切られました。事業に要する経費に不足が生じないように、最大限所要額を見込んでおったところでございますけれども、実績額は想定を下回ったということでも収まった結果、こういった多額の返還金が生じました。また、令和四年分の交付金でございましたので、五類移行が令和五年五月の年度途中だったといったことも大きく影響したものというふうに考えてございます。なお、令和四年度分だったということなんですけれども、本来であれば、令和五年度中に実績額を確定して返還を行うべきものでありましたが、令和五年度における交付金の継続状況が不透明だったので、令和四年分を令和五年に繰り越して活用した経緯がありましたものですから、その確定が今年度の令和六年度にずれ込んだといったものでございます。

○村上智行委員 やはり未知との闘いの中で、致し方ないと私は理解しております。今言ったように、なぜ今になって令和四年度の返還金なのかという説明を受けたときに、確定していなかった令和五年度にそのまま繰越しになっておったというふうな話もありました。そういった中で、令和五年度もこの事業はありました。令和四年度の事業もあり、やはり現場としてはその辺の事務手続ですとか、その辺りに対して大変困難な状況

だったのではないかなと勝手に想定するんですが、予算執行の上で課題がもしあれば、御説明いただきたいと思います。

○志賀慎治保健福祉部長 御指摘のとおり、やはり見積りをどういうふうにやるのかと非常に厳しく難しいところがありまして、結果こういった多額の不用額、返還金ということになりましたけれども、その辺の事務の取扱いにつきましては、保健福祉部だけではなく、全庁一丸となって応援いただきながら対処したものでございますので、そういった経験も自己のところを生かしていけるようになったのかなというふうに思っております。

○村上智行委員 それでは最後、繰越明許費について。

繰越明許費の三十億円について、東京職員宿舍再整備事業は、土地付の既存建物購入から、土地を購入して建物を建築するスキームへと変更したことに伴い、設計及び施工に不測の時間を要することから、年度内の完了が困難となったものとなっておりますが、現状はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 東京職員宿舍につきましては、現在、千葉県の松戸市にございます。そこから主な通勤先であります宮城県東京事務所まで直線距離で約二十キロメートル離れておりまして、通勤に片道一時間十五分ほどかかるなど職員の負担が大きいくとに加えて、地震や洪水などの災害発生時には、登庁や帰宅が困難になるなど、危機管理上の課題も抱えておりました。今年度の当初予算におきましては、東京職員宿舍再整備費として、土地及び建物の購入費三十億円をお認めいただきました。東京事務所から半径十キロメートル以内に所在する物件を探すというふうにいたしました。もともと、既存または建築中の建物とその敷地を購入する予定でありましたけれども、よりよい物件を見いだすためには、できる限り制約を少なくして多数の候補の中から選択したほうがよいと考えました。適地であれば、後で建物を建てる前提で土地のみでも候補対象に加えて、今年五月から六月にかけて広く候補物件を公募したところでございます。その結果、百五十三件の応募がございまして、庁内に設置いたしました審査会において、七月に建築条件付の土地に二か所を交渉物件として選定いたしました。その後、土地の購入及び建物の建築に向けた交渉を進めてまいりましたけれども、土地の境界確認や塀の撤去など、隣の土地の権利保有者等との各種調整に不測の日数を要しております。

すため、今年度内に土地及び建物の引渡しを受けることは困難な状況となっております。現在正式な契約に向けまして詰め協議を行っておりますが、土地及び建物の引渡し期限を来年度の日付で契約する必要があります。そのためには、繰越明許費の議決が必要でございますので、お認めいただければというふうに考えております。

○村上智行委員 やはり資材も、そして地価も上がっております。早く今年度予算をつけたわけでありまして、ある程度その目星もついているということなので、迅速に進めていただきたいと思えます。知事が知事会会長であるうちに何とかめどをつけてやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○村井嘉浩知事 繰越明許を認めていただければ、今年度当初予算額の三十億円でありますので、それ以内には収まるのではないかと考えておりまして、何とか来年度中に完成するようにしっかり頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○村上智行委員 終わります。ありがとうございました。